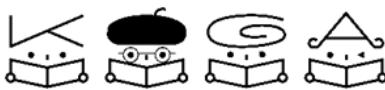


図書館要覧

令和 7 (2025) 年度



古賀市立図書館

Koga City Public Library

目 次

1.	古賀市の概要	1
2.	施設の概要	2
3.	図書館の沿革	3
4.	図書館の運営方針	5
5.	資料収集方針	6
6.	図書館の組織 予算・決算	7
7.	蔵書数	8
8.	雑誌・新聞タイトル一覧	9
9.	図書館の利用案内	10
10.	図書館の利用状況	11
11.	電子図書館サービス	14
12.	令和6(2024)年度事業報告	15
13.	情報提供サービス	19
14.	地域文庫及び読書ボランティア団体	20
15.	古賀市図書館協議会	22
16.	条例・施行規則	23

I. 古賀市の概要

古賀市は、福岡県の北西に位置し、東に犬鳴の山々、西に玄界灘を臨みその海岸線は美しい白砂青松の海岸を擁し、42.07 km²の面積を有しています。緑深き山々を水源として流れ出す大根川と青柳川は東部に広がる田園を潤して玄界灘へ注ぎ、犬鳴山系の最高峰「西山」は標高 645m、宮若市との境にあり素晴らしい眺めを楽しめ、山と川、海に育まれた豊かな自然環境にあります。

さらに、平成 25(2013)年 3月には、谷山北地区遺跡群の発掘調査で、古墳時代の金銅装の馬具一式や武具・農具が出土しました。これらが発掘された「船原古墳」は、専門家からも「非常に貴重で重要な発見」と注目されており、平成 28(2016)年 10 月に国の史跡に指定されました。

また、奈良・平安の時代には、都から大宰府へ通じる官道が通り、近世では 唐津街道、現在は九州自動車道、JR 鹿児島本線、国道 3 号、495 号線、主要地方道筑紫野古賀線が走り、古賀市は今も昔も交通の要衝となっていました。

そして、この交通の利便性とともに、福岡市、北九州市両政令指定都市の中間地という地理的条件に恵まれている古賀市には、多くの企業が進出し、製造品出荷額も県内 8 位で、県下有数の工業力を有しています。

人口も平成 6(1994)年には 5 万人を超え、平成 9(1997)年には市制を施行し古賀市が誕生、現在では人口も 6 万人に迫り、福岡都市圏の中核都市としてその役割を担っています。

この恵まれた環境のもと、第 5 次古賀市総合計画では、令和 4(2022)年度から 10 年間を期間とし、基本構想の将来像のイメージとして「ひと育つ こが育つ ~人がまちを支え まちが産業を支え 産業が人を支え みんなが育つ 未来に向かって育ちつづけるまち~」を掲げています。

古賀市の特徴である交通の利便性や豊かな自然、誇れる歴史遺産、県下有数の工業力などを生かし、さらに「住んで良し」、「子育てして良し」、「働いて良し」の『選ばれるまち』をめざしたまちづくりに取り組んでいます。

古賀市

ひとのデータ

人 口	59,182 人	(- 29)
男 性	28,473 人	(+ 50)
女 性	30,709 人	(- 79)
世帯数	27,440 世帯	(+ 365)
〈データ〉令和 7(2025)年 3 月 31 日現在		



2. 施設の概要 (令和7(2025)年4月1日現在)

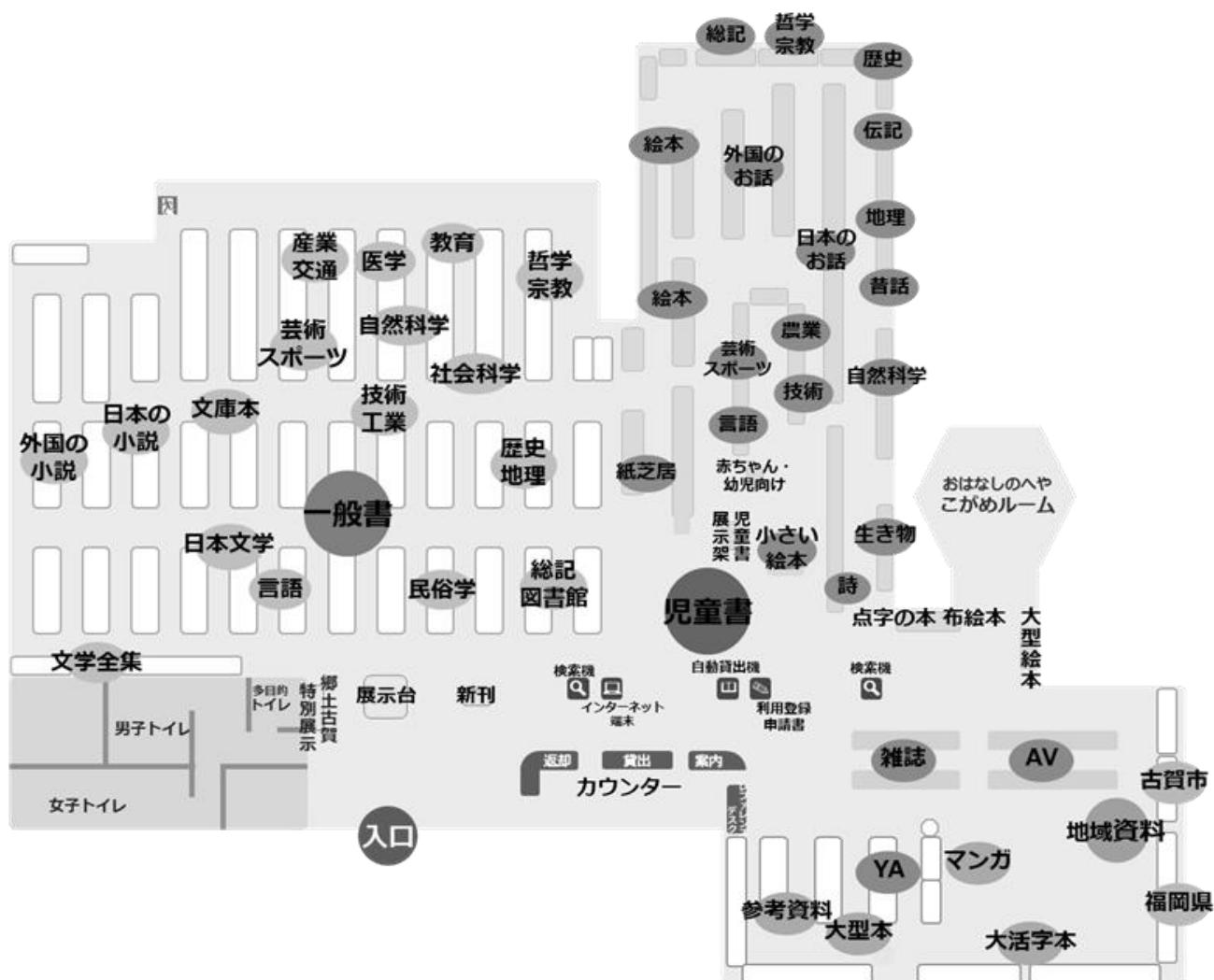
(1) 施設の概要

<所在地>古賀市中央二丁目13番1号

<名称>古賀市生涯学習センター(通称:リーパスプラザこが)古賀市立図書館

〈沿革〉	平成6(1994)年11月:「サンフレアこが(歴史資料館との複合文化施設)」として開館
	平成28(2016)年8月:古賀市生涯学習センター条例施行により名称変更 「交流館」新設に伴い、各施設(中央公民館、図書館、歴史資料館)が連絡通路等で連結
〈構造〉	鉄筋コンクリート造 地上2階
〈延床面積〉	3,607.744 m ² (図書館部分1階 1,862.287 m ²)

(2) 館内案内図



3. 図書館の沿革

年号	年	月	事 跡
大正	12(1923)		席内尋常小学校の敷地内に席内村立図書館(薄図書館)開館
昭和	8(1933)		文部省より席内村立図書館表彰
	20(1945)		終戦により席内村立図書館廃館
	22(1947)	5	学校教育法施行規則により各小・中学校に学校図書館を設置し活発な活動が始まる
	36(1961)	5	古賀東小学校「西日本母と子の読書会」開催
	37(1962)	3	町内小学校4校「古賀町母と子の20分間読書」結成
	44(1969)	8	「第1回「古賀町母と子の読書のつどい」開催(～令和元(2019)年度 第51回)
	48(1973)	4	古賀町図書館設置条例施行 図書館司書を正式配置開始(青柳、小野小学校、町立図書館)
		9	古賀町図書館の管理と運営に関する規則施行
		10	古賀町立図書館蔵書3,757冊で開館し、貸出冊数2冊で館外貸出を開始
	53(1978)	6	「どうおはなし会」開始
	54(1979)	5	「えほん研究会」開始(～平成5(1993)年4月)
	61(1986)	4	貸出冊数:5冊に変更
平成	4(1992)	8	古賀町複合文化施設建設検討委員会を設置
		9	新図書館着工
	6(1994)	4	新図書館移転業務のため図書館休館(～10月)
		8	新図書館竣工 コンピューター導入による図書館システムを開始 新図書館オープニングセレモニー
		10	古賀町複合文化施設設置条例施行 施設名を「サンフレアこが」と称し、1階に「町立図書館(蔵書93,630冊で貸出開始)」2階に「町立歴史資料館」を開館
		12	視聴覚資料貸出開始
	7(1995)	12	日曜日半日開館から一日開館へ
	8(1996)	3	県立図書館とネットワーク(FLネット)を結ぶ
		11	「第1回図書館まつり」開催
		12	「名画会」開始
	9(1997)	7	「子ども映画会」開始
		8	貸出冊数:10冊に変更
		10	市制施行により古賀市立図書館となる
	11(1999)	4	柏屋地区公共図書館等配本車事業開始(相互貸借)
	12(2000)	11	ホームページ開設
	14(2002)	8	福岡都市圏公共図書館等広域利用開始
	15(2003)	8	ブックスタート事業開始(市立図書館、健康づくり課、こども政策課との合同事業)
	16(2004)	2	福岡県図書館情報システム(ILL)参加
		4	古賀市親子読書会「子どもの読書活動 優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰
		5	インターネット端末(2台)提供開始、Webでの蔵書検索可能となる
		9	市民の寄付による「こがめルーム」増設(36m ²)
	17(2005)	3	盗難防止用ゲート設置
	18(2006)	4	「古賀市子ども読書活動推進計画」策定 古賀市立図書館「子どもの読書活動 優秀実践図書館の部」文部科学大臣表彰
		6	「赤ちゃんおはなし会」開始
	19(2007)	4	図書館利用者カード再発行を有料化
		11	市制施行10周年記念「第12回図書館まつり」開催

年号	年	月	事 跡
平成	20(2008)	10	「小さい子のおはなし会」開始
	21(2009)	7	古賀市複合文化施設運営協議会を設置
	22(2010)	4	ICタグ導入開始 7 「24時間テレビ 愛は地球を救う」から拡大読書機、デイジー再生機が寄贈
		11	自動貸出機導入
	23(2011)	10	「赤ちゃんおはなし会」2部制開始(～令和6(2024)年3月)
	24(2012)	2	Web予約開始 7 「どようおはなし会」1,000回記念開催
		9	JR古賀駅に「図書返却ポスト」設置
		10	「古賀市子ども読書活動推進計画」改訂
	25(2013)	6	情報提供ラック事業開始
	27(2015)	8	図書館リニューアル工事(空調・照明改修、増床工事)のため閉館 9 臨時図書館開設(～12月)
	28(2016)	1	図書館リニューアル工事竣工(増床150m ²)
		2	図書館リニューアルオープン
		4	雑誌スponサー制度開始
		5	セカンドブック事業開始
		8	古賀市生涯学習センター条例施行 施設名を「古賀市生涯学習センター(通称:リーパスプラザこが)古賀市立図書館」へ変更 古賀市図書館協議会を設置
	29(2017)	1	「小さい子のおはなし会」100回記念開催
		4	学校図書館市民開放用一般図書の配本開始
		10	「第3次古賀市子ども読書活動推進計画」策定
令和	元(2019)	7	サンリブ古賀店に「図書返却ポスト」設置
		10	古賀市立図書館「移転開館25周年記念図書館まつり」開催
	2(2020)	3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館(3月2日～23日、4月1日～5月18日)
	3(2021)	2	貸出冊数:20冊、貸出期間:視聴覚資料含め全て15日間に変更
		3	古賀市電子図書館サービス開始
		5	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館(5月12日～6月20日、8月7日～9月16日)
	4(2022)	6	こがめルーム床張替他工事 「赤ちゃんおはなし会」300回記念開催
		9	「名画会」300回記念開催
		10	「第4次古賀市子ども読書活動推進計画(子ども読書プラン)」策定
	5(2023)	2	布の絵本一般貸出開始
		5	「赤ちゃんと楽しむブックガイド」発行
	6(2024)	1	施設整備工事(トイレ通路床張替・壁塗装、お知らせ掲示板設置、JR古賀駅前図書返却ポスト改修 等)
		6	「赤ちゃんえほんパック」サービス開始
		8	「どようおはなし会」1,500回記念開催
		9	古賀市図書館・歴史資料館「開館30周年記念イベント」開催
	7(2025)	2	「3・4・5歳と楽しむブックガイド」発行

4. 図書館の運営方針

<図書館の運営方針>

- 市民の「知る自由」を保障し、“生涯学習を支援する情報センター”として、市民の文化的で豊かな暮らしに資する読書文化を育むとともに、資料や情報の提供によって市民の様々な課題解決を支援していきます。

<令和7(2025)年度の活動目標>

- 市民のニーズや地域の課題に対応した図書館資料の充実、レファレンス・サービス（情報提供等）の向上
- 誰もが気軽に立ち寄れる、居心地がよく魅力ある空間づくり等の利用環境の向上
- 郷土・行政資料の収集・保存、利用者への情報提供の実施
- いつでも・どこでも利用できる電子図書館サービスの利用促進
- 「第4次古賀市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、家庭・地域、保育所（園）・幼稚園等、学校等と連携した読書活動の推進
- 「読書ボランティア養成講座」「教養講座」「図書館まつり」等の事業の実施
- 福岡県内各公共図書館等及び国立国会図書館との総合ネットワークの活用並びに市内小中学校との連携の強化



「知恵の冒険」 作 望月 菊磨

5. 資料収集方針 (古賀市立図書館資料収集方針)

(平成 26 年 3 月 古賀市教育委員会告示)
(改正 平成 28 年 7 月 古賀市教育委員会告示)

(趣旨)

第1条 この方針は、図書館法(昭和 25 年法律 第 118 号)第 3 条第 1 号に規定する事業を十分かつ円滑に運営するため、古賀市立図書館(以下「図書館」という。)における資料の収集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館は、市民(図書館の利用者を含む。以下同じ。)の基本的人権の一つである知る自由を社会的に保障する機関の一つであることにより鑑み、市民が必要としその知的関心を刺激する多様な資料を図書館の責任において豊富に揃え、提供するよう努めるものとする。

2 図書館は、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料を収集するものとする。

3 図書館は、資料の収集に当たっては、市民の要望並びに社会の要請及び地域の実情を踏まえ、組織的かつ系統的に行うものとする。

4 図書館は、収集する資料が持つ思想や主張は読者である一人ひとりの市民の自由な思索と判断に委ねられていることに鑑み、資料の収集を中立かつ公正な立場で行うものとする。

5 図書館は、市民の知的関心に応える証としてこの収集方針を公開し、広く市民の理解と協力を得て、市民の資料要求に応えられる蔵書を構成するものとする。

6 図書館員は、前各項の規定の趣旨を十分に理解するとともに、この収集方針に則って資料の収集に当たらなければならない。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 行政資料
- (4) 郷土資料
- (5) 視聴覚資料
- (6) 障がい者用資料
- (7) その他前条第2項に規定する資料

(資料収集の留意点)

第4条 資料収集については、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集すること。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしないこと。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しないこと。

(4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしないこと。

2 寄贈図書の受入れに当たっても前項各号に掲げる事項に留意するものとする。

(資料の選定方法)

第5条 資料の選定調整を行うため、図書館員で構成する図書館資料選定委員会を設置する。

2 資料の選定調整を行う場合には、あらかじめ前項の図書館資料選定委員会の議決を経るものとする。

3 図書館長は、前項の議決の結果を十分に尊重し、資料の選定に当たるものとする。

(蔵書の更新)

第6条 図書館は、常に新鮮で適切な蔵書構成を維持し、充実させるために資料の更新を行うものとする。

2 開架書架においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 利用の可能性が少なくなった資料、新たな資料によって代替できる資料及び古くなった資料は閉架書庫に移すこと。
- (2) 将来の利用や資料価値がない資料は除籍すること。
- (3) 頻繁に利用される資料が破損等のために利用に供することができなくなったときは、同一資料の買い替え等の更新を行うこと。

(市民の要望及び意見の尊重)

第7条 市民の蔵書に関する要望及び意見については、広くこれを収集し、蔵書構成の充実に役立てるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この収集方針に定めるもののほか、資料収集に関し必要な事項は、図書館長が定める。

6. 図書館の組織 予算・決算

(1) 組織 (令和7(2025)年4月1日現在)

館長 職員……… 6人(司書4人)
 2人(任期付き司書2人)
 図書館協議会(8人) 会計年度任用職員…15人(フルタイム5人、パートタイム11人)

区分		主な業務
1	館長	図書館全般の統括、涉外
2	係長	図書館の総合的な管理・運営、図書館業務の総括指導、図書館業務の調整
3	係員	①図書館資料(図書・雑誌・新聞・視聴覚資料・郷土資料)の選択、収集、組織化、除籍 ②カウンター業務(貸出、返却、利用者登録、予約、複写、レファレンスなど) ③行事等の立案、企画・運営(文学・教養講座、映画会、講演会、図書館Weekなど) ④図書館広報 ⑤子どもの読書活動推進(ブックスタート、セカンドブック、どうおはなし会、赤ちゃんおはなし会、小さい子のおはなし会、子ども読書の日など) ⑥諸団体との連携(学校図書館、地域文庫、読書ボランティアなど) ⑦見学、職業体験・インターンシップなどの受入 ⑧督促 ⑨その他(一般事務、施設設備管理など)

(2) 予算・決算

(単位:円)

内訳		令和6(2024)年度決算額	令和7(2025)年度予算額	備考
図書館費総額(A+B+C+D)		112,251,609	119,747,000	
A	人件費	86,882,841	94,248,000	
B	資料費(a+b+c)	11,335,161	11,833,000	
	a 図書	9,499,931	9,500,000	
	b 雑誌・新聞・追録	1,785,510	2,414,000	
	c 視聴覚資料	49,720	50,000	
C	使用料(①+②)	2,261,984	2,262,000	
	① 電子図書館クラウド使用料	660,000	660,000	
	② 電子書籍コンテンツ使用料	1,601,984	1,602,000	
D	その他の費用	11,771,623	11,404,000	

7. 藏書数 (令和7(2025)年3月31日現在)

区分	一般書	児童書	図書計	視聴覚資料	総合計	雑誌
資料数	158,133 冊	64,753 冊	222,886 冊	6,240 点	229,126 点	167タイトル (6,165 冊)

<分類別蔵書数>

区分	分類	蔵書数	区分	分類	蔵書数	
一般書	0:総記	5,214	児童書	8:言語	1,073	
	1:哲学	5,413		9:文学	20,453	
	2:歴史	15,178		E:絵本	27,181	
	3:社会科学	21,458		紙芝居・パネルシアター ・大型絵本・布の絵本	2,420	
	4:自然科学	10,784		小計	64,753	
	5:技術	13,787		図書 合計(冊)	222,886	
	6:産業	5,289		視聴覚 資料	CD カセットブック DVD	
	7:芸術	16,958		視聴覚資料 合計(点)	6,240	
	8:言語	2,967		逐次 刊行物	167 タイトル (6,165 冊)	
	9:文学	60,827		雑誌 新聞(一年間保存)	9 紙	
児童書	冊子	258	※電子書籍コンテンツの数は含みません。[別途記載]			
	小計	158,133				
	0:総記	387				
	1:哲学	431				
	2:歴史	1,497				
	3:社会科学	2,528				
	4:自然科学	4,157				
	5:技術	1,517				
		6:産業	1,017			
		7:芸術	2,072			

8. 雑誌・新聞タイトル一覧

雑誌 167タイトル

1	AERA
2	AERA with Kids
3	赤ちゃんと!
4	アクアライフ
5	アニメージュ
6	安心
7	&Premium
8	一個人
9	うかたま
10	美しいキモノ
11	栄養と料理
12	SFマガジン
13	ESSE
14	NHKきょうの健康★
15	NHKきょうの料理
16	NHK趣味の園芸★
17	NHK将棋講座
18	NHKすてきにハンドメイド
19	NHKみんなのうた
20	FQ JAPAN
21	ELLE JAPON
22	LDK
23	園芸ガイド★
24	えんぶ
25	大相撲ジャーナル
26	OCEANS
27	オール読物
28	オレンジページ
29	音楽と人
30	音楽の友
31	カーサ ブルータス
32	ガーデンアンドガーデン★
33	会社四季報
34	学校図書館
35	家庭画報
36	家電批評★
37	ガバナンス
38	観光文化
39	キネマ旬報
40	九州王国
41	暮らしの手帖★
42	CREA
43	クロワッサン
44	群像
45	芸術新潮
46	毛糸だま
47	月刊エアライン
48	月刊かがくのとも
49	月刊クーヨン
50	月刊ゴルフダイジェスト
51	月刊碁ワールド
52	月刊たくさんのはしご
53	月刊天文ガイド
54	月刊ニュースがわかる
55	月刊はかた
56	月刊バスケットボール
57	月刊バレーボール
58	月刊ピアノ
59	月刊武道
60	月刊ホークス
61	月刊まちづくり
62	月刊Moe
63	現代農業
64	皇室
65	コトノネ
66	kodomoe
67	子どもと読書
68	子供の科学
69	こどものとも
70	こどものとも 0 1 2
71	こどものとも(年少版)
72	こどものとも(年中向き)
73	子どもの本棚
74	この本読んで!
75	コラム歳時記
76	財界九州★
77	サッカー マガジン
78	茶道雑誌
79	サライ
80	サンデー毎日
81	JTB大きな時刻表
82	シティ情報ふくおか
83	じゃらん
84	週刊金曜日
85	週刊ダイヤモンド
86	週刊ベースボール
87	小説すばる
88	消費と生活
89	新潮
90	新聞コラム読み比べ

令和7(2025)年3月31日現在

★雑誌スポンサー制度による寄贈雑誌

91	SWITCH
92	スクリーン
93	STORY
94	スポーツグラフィック ナンバー
95	墨
96	青春と読書
97	正論
98	世界
99	宇宙のとびら
100	ターザン★
101	ダ・ヴィンチ
102	旅の手帖
103	短歌
104	淡交
105	ダンスマガジン
106	dancyu
107	ちいさなかがくのとも
108	中央公論
109	つり人
110	Discover Japan
111	鉄道ジャーナル
112	鉄道ファン
113	ドゥーパ
114	図書
115	図書館雑誌
116	driver
117	ナショナルジオグラフィック 日本版
118	nicola
119	西日本文化
120	日経Woman★
121	日経エンタテインメント!
122	日経トレンディ
123	日経ヘルス
124	日経マニー
125	日本児童文学
126	Newton
127	猫びより
128	non·no
129	俳句
130	母の友
131	PHP
132	ピクトアップ
133	美術の窓
134	ビーパル
135	フォトコン
136	ふくおか経済
137	ふくおか経済EX
138	婦人公論
139	婦人之友
140	プレジデント
141	文学界
142	文藝春秋★
143	Pen
144	本の雑誌
145	Mac Fan
146	MAMOR
147	Mr.PC
148	ミセスのスタイルブック
149	MEN'S NON·NO
150	MORE
151	文字の大きな時刻表
152	モーター サイクリスト
153	モダンリビング
154	モノ・マガジン
155	やさい畠★
156	山と渓谷
157	山の便利帳
158	ゆうゆう
159	ラグビーマガジン
160	ラジオ深夜便
161	ランナーズ
162	LEE
163	リベラシオン・人権研究ふくおか
164	ルアー・マガジン
165	歴史人
166	レタスクラブ
167	Wan

新聞 9紙

1	朝日新聞 (朝刊)
2	産経新聞 (朝刊)
3	西日本新聞 (朝刊、夕刊)
4	日本経済新聞 (朝刊、夕刊)
5	毎日新聞 (朝刊)
6	読売新聞 (朝刊)
7	日刊スポーツ
8	朝日中高生新聞
9	朝日小学生新聞

9. 図書館の利用案内

市民及び市立図書館利用者(以下「利用者」という。)に、図書、雑誌、新聞、視聴覚資料等を提供し、読みたい本のリクエストに応じるため予約サービスを行う。また、利用者からの質問に応じレファレンス・サービスなどを行う。

- (1) 開館時間 火曜日～日曜日 午前10時～午後6時
- (2) 休館日
・毎週月曜日(但し、月曜日が祝日の時は開館し、翌平日休館)
・第4木曜日(図書及び資料等の整理日)
・年末年始(12月28日～1月4日)
・特別整理期間
- (3) 貸出対象者 古賀市民及び市内に通勤・通学している人、
または福岡都市圏に住んでいる人
- (4) 貸出冊数 図書は1人20冊まで(雑誌、紙芝居、布の絵本2点までを含む)
その他にDVD・CDは合わせて3点まで
- (5) 貸出期間 図書、雑誌、視聴覚資料(DVD・CD)すべて15日間
- (6) 貸出方法 NEC図書館管理システムLiCS-Re2による電算処理
- (7) サービス 予約、リクエスト、レファレンス・サービス(調べもの支援)、インターネット検索、複写サービス、Webサービス(資料の検索・予約、貸出延長など)、図書返却ポスト設置、電子図書館サービス(令和3(2021)年3月9日開始)
- (8) 読書活動等 おはなし会、文学・教養講座、講演会、本の展示、映画会、読書ボランティア研修会、各種イベント、広報など
- (9) 団体貸出 地域文庫をはじめとする地域団体、学校等の登録団体に1回100冊まで30日間貸出しを行い、広く市民の読書活動への支援を行う

10. 図書館の利用状況 (令和6(2024)年度)

(1) 利用状況

(単位: 日、点、冊、人)

月	開館日数	貸出数					利用者数 (貸出)	入館者数	新規登録者数
		合計	一般書 (含: 冊子)	児童書	雑誌	視聴覚資料			
4	24	24,640	12,672	9,311	1,466	1,191	5,390	10,131	108
5	26	26,360	13,980	9,586	1,586	1,208	5,909	10,661	92
6	25	28,091	13,756	11,371	1,640	1,324	6,045	11,619	122
7	25	27,340	13,007	11,525	1,562	1,246	5,880	12,329	119
8	25	27,702	13,377	11,586	1,569	1,170	5,974	13,396	121
9	24	26,018	13,286	10,138	1,489	1,105	5,685	13,661	96
10	26	25,713	13,096	9,773	1,617	1,227	5,960	13,135	92
11	25	24,329	12,514	9,334	1,495	986	5,481	11,787	88
12	23	23,097	12,308	8,387	1,461	941	5,029	9,707	65
1	18	23,884	12,286	9,270	1,561	767	5,003	8,559	63
2	20	24,205	12,753	8,941	1,567	944	5,216	9,298	85
3	25	28,039	14,439	10,860	1,645	1,095	6,028	10,739	109
合計	286	309,418	157,474	120,082	18,658	13,204	67,600	134,413	1,160
平均(日)		1,081.9		—			236.4	470.0	4.1

※電子図書館サービスに関する利用は含みません。〔別途記載〕

(2) 市外登録者・貸出数

地区	登録者数 (人)	貸出数 (冊)
新宮町	695	10,265
久山町	18	81
粕屋町	10	558
篠栗町	10	279
宇美町	8	0
志免町	13	52
須恵町	8	9
福津市	637	5,769
宗像市	191	1,948
太宰府市	2	2
大野城市	8	24
筑紫野市	9	7
春日市	11	36
那珂川市	3	31
糸島市	3	224
福岡市 (福岡市東区)	716 (612)	13,113 (11,411)
その他市町	25	159
合 計	2,367	32,398

(3) 相互貸借

相手館名称	借受数 (冊)	貸出数 (冊)
新宮町立図書館	40	36
久山町民図書館	32	22
粕屋町立図書館	48	51
篠栗町立図書館	31	51
宇美町立図書館	38	21
志免町立町民図書館	43	50
須恵町立図書館	15	17
福津市立図書館	49	45
宗像市民図書館	15	43
太宰府市民図書館	7	6
大野城まどかぴあ図書館	19	36
筑紫野市民図書館	18	8
春日市民図書館	17	17
那珂川市図書館	17	34
糸島市図書館	3	42
福岡市(総合図書館他)	17	104
福岡県立図書館	89	64
その他図書館	266	854
合 計	764	1,501

(4) 団体貸出	74 団体 貸出冊数 9,575 冊
(5) 予約	9,234 冊
(6) リクエスト	1,118 件
(7) レファレンス・サービス	9,907 件(注:3,974 + 5,933)
(8) インターネット情報提供	54 件
(9) コピーサービス	1,428 枚
(10) サービス指数	

① 市民1人当たりの貸出数

$$\text{貸出数} \div \text{人口} \\ 309,418 \text{ 点} \div 59,182 \text{ 人} = 5.23 \text{ 点}$$

② 市民登録率

$$\text{市内登録者数} \div \text{人口} \\ 14,173 \text{ 人} \div 59,182 \text{ 人} = 23.9\%$$

※古賀市では、利用者登録の有効期間満了後 3 年を経過しても
更新されない場合は、利用者登録を抹消しています。

③ 登録者1人当たりの貸出数

$$\text{貸出数} \div \text{登録者数} \\ 309,418 \text{ 点} \div 16,540 \text{ 人} = 18.7 \text{ 点}$$

④ 蔵書回転率(1冊あたりの年間貸出回数)

$$\text{貸出数} \div \text{蔵書数} \\ 309,418 \text{ 点} \div 235,291 \text{ 点} = 1.315 \text{ 回転}$$

⑤ 市民1人当たりの蔵書数

$$\text{蔵書数} \div \text{人口} \\ 235,291 \text{ 点} \div 59,182 \text{ 人} = 3.973 \text{ 点}$$

※ 古賀市人口 59,182 人 (令和 7(2025)年 3 月 31 日現在)

※ 注 (7) レファレンス・サービスは、口頭でのレファレンス及び他館との所蔵調査を加えた件数

(II) 前年度との比較

①登録状況

	令和 6(2024)年度	令和 5(2023)年度
登録者数(個人)	16,540 人	19,660 人
市内 登録者数	14,173 人	16,748 人
内、新規登録者数	949 人	1,012 人
市外 登録者数	2,367 人	2,912 人
内、新規登録者数	211 人	228 人
市民登録率	23.9%	28.3%
団体登録数	146 団体	151 団体

※利用者登録の有効期間満了後 3 年を経過しても更新されない場合は、利用者登録を抹消しています。

②利用状況

	令和 6(2024)年度	令和 5(2023)年度
入館者数	134,413 人	133,993 人
〈参考〉 1 日平均入館者数	469.9 人	463.6 人
利用者数(貸出)	67,600 人	70,592 人
〈参考〉 1 日平均利用者数	236.4 人	244.3 人

③貸出状況

	令和 6(2024)年度	令和 5(2023)年度
貸出数	309,418 点	331,244 点
図書貸出数	277,556 冊	297,154 冊
内、一般書貸出数(含:冊子)	157,474 冊	165,791 冊
内、児童書貸出数	120,082 冊	131,363 冊
雑誌貸出数	18,658 冊	18,471 冊
視聴覚資料貸出数	13,204 点	15,619 点
〈参考〉 1 日平均貸出数	1,081.9 点	1,146.2 点
〈参考〉 登録者 1 人当たりの貸出数	18.7 点	16.8 点

④その他のサービス状況

	令和 6(2024)年度	令和 5(2023)年度
団体貸出	9,575 冊	10,615 冊
レファレンス・サービス	9,907 件	10,013 件
予約	9,234 冊	9,556 冊
Web 手続	Web 予約 Web による貸出延長	6,597 件 22,322 件
	6,549 件	20,288 件

II. 電子図書館サービス

令和3(2021)年3月9日から古賀市電子図書館サービスを開始

(1) 利用案内

- 対象 ①古賀市在住者
②古賀市内在勤・在学者
- 貸出点数 3点まで
- 貸出期間 15日間
- 貸出延長 1回

(2) 蔵書数 (令和7(2025)年3月31日現在)

タイトル数(点)	3,048
----------	-------

(3) 分類別統計

(単位:点)

分類	タイトル数	貸出数
0:総記	42	82
1:哲学	51	188
2:歴史	164	307
3:社会科学	153	214
4:自然科学	196	305
5:技術	420	495
6:産業	100	123
7:芸術	223	406
8:言語	55	56
9:文学	1,173	1,192
K:児童	416	413
独自資料	5	0
分類なし	50	33
合計	3,048	3,814

(4) 利用状況

(単位:点、件)

月	貸出数	ログイン回数
4月	252	519
5月	330	758
6月	278	662
7月	395	937
8月	308	818
9月	272	609
10月	351	630
11月	262	499
12月	237	524
1月	364	719
2月	416	896
3月	349	681
合計	3,814	8,252
令和5年度	2,740	6,586

12. 令和6(2024)年度事業報告

	事 業	内 容	参加人数等	備 考
4/20(土)～ 4/21(日)	子ども読書の日イベント	「おりがみつりゲーム」	110人	
4/21 (日)		「どくしょ★bingo」	132人	
		おはなし会 「図書館で理科読～こつちにコロリンころがしてあそぼ～」	42人	古賀子どもの本の交流会
6/16 (日)	暮らしの講座	「働く世代のためのiDeCoとNISAで資産形成」	30人	福岡県金融広報委員会
7/26(金)～ 8/31(日)	ブックリンピック2024	本を読んで感想を書くと冊数に応じて金銀銅のメダルをプレゼント	149個 (メダル)	
7/28 (日)	おはなし会	高校生といっしょ 夏のわくわくおはなし会	26人	古賀竟成館高校図書委員会
7/31 (水)	子ども映画会	「おしりたんてい」	68人	
8/7 (水)	子ども映画会	「げんきげんきノンタン」「うっかりペネロペ」	41人	幼児向け
8/25 (日)	TEENS映画会	「かがみの孤城」	13人	TEENS・一般
9/3(火)～ 9/4(水)	図書館で健康測定会		154人	健康介護課とのコラボ事業
9/28(土)～ 10/6(日)	図書館Week2024 (第30回図書館まつり)	ブックリサイクル	1,382人	
9/28 (土)		雑誌付録プレゼント抽選会	219人	
9/29 (日)		図書館で学ぶがんシリーズ(第5回) 「すい臓がんを知る」	50人	福岡東医療センター
10/5 (土)		映画会「RRR」	98人	
10/6 (日)		人形劇「はらぺこあおむし」ほか	84人	人形劇団やじろべえ
		ワークショップ「ドラえもんマスコットづくり」	19人	布の絵本ボランティア つくしんぼ
9/29(日)～ 10/20(日)	図書館・歴史資料館 開館30周年記念イベント	パネル展 「図書館・歴史資料館のあゆみ」	1,382人	
		キーワードラリー	205人	
		お祝い・応援メッセージ大募集	408人	
11/9 (土)	映画会	「流浪の月」	86人	
12/25 (水)	おはなし会	あつまれおはなしの森2024 クリスマスおはなし会	59人	玄界高校図書委員会
1/5 (日)	新春福みくじ2025年		300人	雑誌付録・オリジナルカレンダー等
2/7(金) 2/14(金) 2/21(金)	布の絵本づくり講座(全3回)	オリジナル布の絵本「いただきます」	15人	布の絵本ボランティア つくしんぼ
2/19 (水)	映画会	「マダム・イン・ニューヨーク」	30人	男女共同参画×図書館
3/26 (水)	子ども映画会	「おしりたんてい」	118人	

定例おはなし会

行事	実施日	団体名	参加人数	平均人数
どようおはなし会	第1土曜日（10回）	こが語りの会	190人	19.0人
	第2土曜日（12回）	図書館ボランティア「こがめ」	233人	19.4人
	第3土曜日（12回）	図書館ボランティア「咲の会」	267人	22.3人
	第4土曜日（11回）	古賀子どもの本の交流会	191人	17.4人
	第5土曜日（4回）	古賀子どもの本の交流会	100人	25.0人
赤ちゃんおはなし会	第2水曜日（12回）	図書館ボランティア「ピヨピヨ」	234人	19.5人
小さい子のおはなし会	第3水曜日（12回）	図書館ボランティア「わにわに」	120人	10.0人

見学・職場体験・視察

実施日	団体名	学年	参加人数
6月28日（金）	古賀東小学校	2年生	102人
9月5日（木）	古賀中学校	1年生	234人
12月17日（火）	花鶴小学校	2年生	93人
2月26日（水）	恵あおぞらこども園	5歳児	30人
3月18日（火）	恵あおぞらこども園	4歳児	30人
3月21日（金）	くぼこども園	5歳児	15人



セカンドブック

実施日	内 容	配付人数
3歳児健診時	絵本1冊とブックリストをプレゼント	472人

学校図書館市民開放用一般図書配本

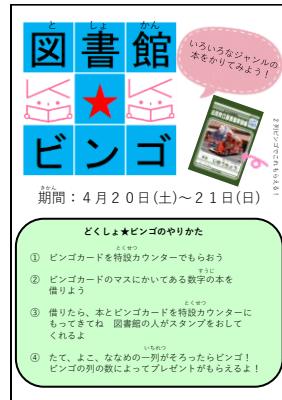
実施回数	内 容	貸出冊数
年10回	小学校6校 中学校1校	940冊

ブックスタート

主管:子ども家庭センター子育て支援係

実施日	内 容	配付人数
毎月1回	児童センター(ししぶ・千鳥・青柳) 図書館で開催 絵本を1冊プレゼント	322人

＜子ども読書の日イベント＞



＜暮らしの講座＞



<夏休みだよ!図書館へ行こう>



〈高校生といっしょ 夏のわくわくおはなし会〉

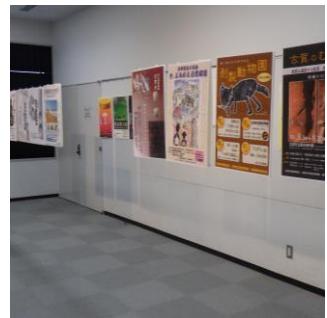


<ブックリンピック 2024>

<図書館 Week2024(第30回図書館まつり)>



<図書館・歴史資料館 30周年記念イベント>



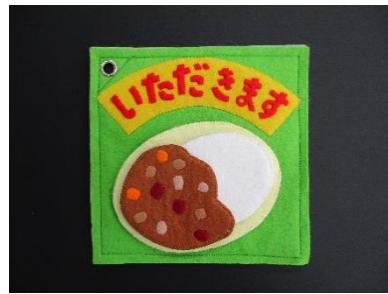
<クリスマスおはなし会～あつまれおはなしの森 2024～>



<新春 福みくじ2025>



<布の絵本づくり講座 >



13. 情報提供サービス

テーマ展示

	一般	児童	ミニ展示
4月	子ども読書の日おすすめ本	春がきた	しんいちねんせいになったみなさんへ 新社会人になったみなさんへ 追悼 宗田修
5月	愛鳥週間	おかあさんだいすき	心と体、疲れていませんか? 子どものこころとからだを守る
6月	身につけておきたいお金の知識	おとうさんだいすき	追悼 梁石日
7月	恐竜と古生物の世界	てんきの本	自由研究 指定図書・課題図書 第171回芥川賞・直木賞
8月	パリオリンピック2024	たのしもう!夏 こわいほん	地震に備える 追悼 矢玉四郎
9月	がん講座・健康	おじいちゃんおばあちゃんの本	
10月	図書館Week2024	げいじゅつの秋	衆議院選挙
11月	1冊でたくさんおいしいアンソロジー	おしごとのほん	
12月	なにする?今年の年末	クリスマスのほん	寒さに負けないからだをつくる 寒いだけじゃない冬を楽しもう 鳴屋重三郎と江戸文化
1月	祝・成人2025 ヘビ・干支	むかしばなしのほん	追悼 李恢成 追悼 童門冬二 第172回芥川賞・直木賞
2月	世界女性デー	だいすき!おかしのほん	
3月	新生活を楽しもう	ぽかぽかはるの本	追悼 曽野綾子

情報提供ラック事業(他課とのコラボ展示)

	課名	事業内容
4月	生涯学習推進課公民館係	リーパスカレッジ
5月	健康介護課健康づくり係 文化課文化振興係 人権センター男女共同参画・多様性推進係	地域支え合いネットワーク通信17号 古賀の宝 船原古墳の世界 古賀市男女共同参画フォーラム2024
6月	人権センター人権教育・啓発係 人権尊重推進委員会 文化課文化振興係	第44回古賀市同和問題を考える市民のつどい 令和6年度古賀市人権尊重推進作品募集 第7回古賀市コレクション展!
7月	人権センター人権教育・啓発係 文化課文化振興係	古賀市社会「同和」教育推進協議会事業「2024年度第1回みんなの人権セミナー」 令和6年度企画展「路傍の祈り」
9月	福祉課福祉相談係 福祉課福祉相談係 人権センター人権教育・啓発係	自殺予防週間の啓発 認知症地域支援事業 世界アルツハイマーデー 古賀市社会「同和」教育推進協議会事業「2024年度第2回みんなの人権セミナー」
11月	人権センター人権教育・啓発係 文化課文化振興係	古賀市人権尊重推進委員会事業「いのち輝くまち☆こが2023」 特集展示「戦争とくらし～日常生活の変化に見る戦争の影～」
1月	文化課文化振興係 健康介護健康づくり係	第7回古賀市コレクション展 地域支え合いネットワーク通信18号
2月	文化課文化振興係	特集展示「義の武人高橋紹運」
3月	福祉課福祉相談係	自殺対策強化月間の啓発

14. 地域文庫及び読書ボランティア団体

(1) 地域文庫 (令和7(2025)年4月1日現在)

文庫名	所在地	開庫日
あすなろ文庫(昭和59(1984)年7月設立)	花鶴丘3丁目区公民館	月曜日 15時~17時
コスマス文庫(平成2(1990)年3月設立)	米多比公民館	土曜日 15時~17時
しらさぎ文庫(平成元(1989)年6月設立)	都窓内会館	火曜日 16時~18時
たけのこ文庫(昭和53(1978)年6月設立)	千鳥小学校レインボーハウス	金曜日 14時~16時45分
星の子文庫(平成6(1994)年11月設立)	舞の里5区集会所	金曜日 16時~17時30分

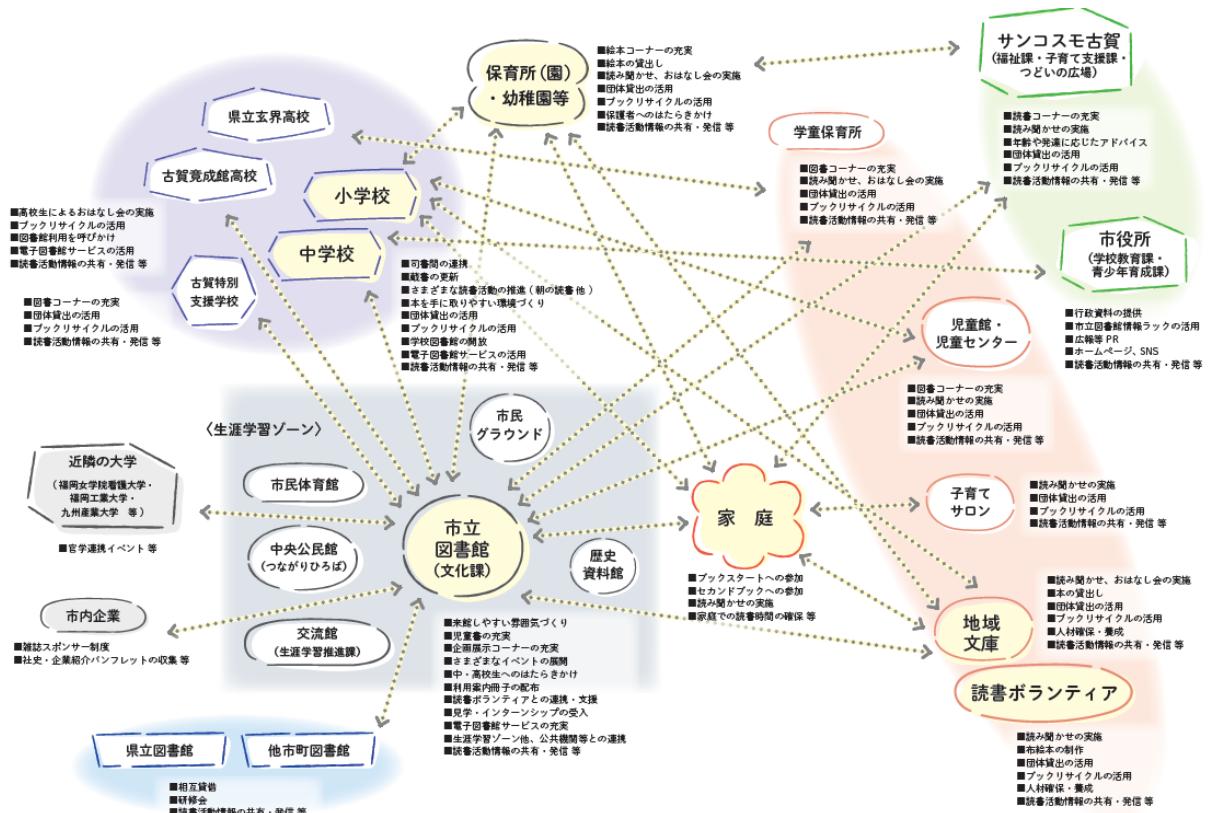
(2) 読書ボランティア団体 (令和7(2025)年4月1日現在)

団体名	活動場所	主な活動内容
図書館ボランティア	図書館	布の絵本ボランティア「つくしんば」 布の絵本づくり講座
		「赤ちゃんおはなし会「ピヨピヨ」」担当
		「小さい子のおはなし会「わにわに」」担当
		「おはなし会ボランティア「こがめ」」担当
		「どようおはなし会(第3週)」担当
こが語りの会	小中学校 図書館 特別支援学校	「どようおはなし会(第1週)」担当 小学校等での読み聞かせ、おはなし会ほか
古賀子どもの本の交流会	小中学校 図書館 地域公民館	「どようおはなし会(第4・5週)」担当 小中学校・保育園・公民館でのおはなし会 読書講演会 科学教室・理科読 子育てサロン 子どもわくわくフェスタ アンビシャス広場事業 子どもゆめ基金助成活動ほか
古賀東小学校 ぐりとぐらの会	古賀東小学校 くぼこども園	朝の読み聞かせ 昼休みのおはなし会 おはなし会 くぼこども園でのおはなし会
花見小学校 まつばっくり	花見小学校	朝の読み聞かせ
青柳小学校 おはなしの木	青柳小学校	朝の読み聞かせ
小さな野原の会	小野小学校	朝の読み聞かせ
舞小ぐるんば 読み聞かせの会	舞の里小学校	朝の読み聞かせ
花鶴小学校 こんぺいとう	花鶴小学校	朝の読み聞かせ 昼休みのおはなし会
古賀西小学校 おひさま	古賀西小学校	朝の読み聞かせ
北中見つめるタイム	古賀北中学校	朝の読み聞かせ

(3) 市内読書活動の沿革

年号	年	月	事跡
昭和	53(1978)	6	最初の地域文庫「たけのこ文庫」[公務員宿舎古賀住宅集会所]開設 図書館ボランティア どうようおはなし会「こがめ」「咲の会」設立
	54(1979)	10	「かめのこ文庫」[花鶴丘団地]開設(平成元(1989)年12月閉鎖)
	55(1980)	2	「れんげ草文庫」[薦野公民館]開設(平成2(1990)年4月閉鎖)
	59(1984)	5	「子どもの本をよむ会」開始(平成5(1993)年4月終了)
		7	「花鶴丘3丁目文庫」(現「あすなろ文庫」[花鶴丘3丁目区公民館])開設
	63(1988)	4	「ひばり文庫」[青柳町ひばりヶ丘集会所]開設(平成21(2009)年7月閉鎖)
平成	元(1989)	6	「しらさぎ文庫」[都筵内会館]開設
	2(1990)	3	「コスモス文庫」[米多比児童館]開設
	5(1993)	12	「こじか文庫」[鹿部区公民館]開設(令和7(2025)年3月閉鎖)
	6(1994)	11	「星の子文庫」[舞の里5区集会所]開設
	18(2006)	6	図書館ボランティア 赤ちゃんおはなし会「ピヨピヨ」設立
	20(2008)	10	図書館ボランティア 小さい子のおはなし会「わにわに」設立
	21(2009)	3	星の子文庫「子どもの読書活動優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰
		7	布の絵本ボランティア「つくしんぼ」設立
	22(2010)	3	古賀子どもの本の交流会「子どもの読書活動優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰
	26(2014)	3	こが語りの会「子どもの読書活動優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰
	27(2015)	3	たけのこ文庫「子どもの読書活動優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰
	30(2018)	9	たけのこ文庫「第48回野間読書推進賞」受賞

<参考>第4次古賀市子ども読書活動推進計画 取組内容・展開イメージ



15. 古賀市図書館協議会

(1) 設置趣旨

図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条第 1 項の規定に基づき設置し、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に意見を述べる機関とする。

(2) 構成内容

古賀市図書館協議会は、古賀市生涯学習センター条例第 20 条第 1 項第 1 号に基づき、定数 8 人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、識見を有する者並びに市内に住所を有する者の中から教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

(3) 委員の任期

古賀市生涯学習センター条例第 20 条第 1 項第 2 号に基づき、委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 古賀市図書館協議会委員名簿（令和 6(2024)年 8 月 1 日から令和 8(2026)年 7 月 31 日まで）

委員名	所属等
〈会長〉 久池井 良人	元福岡市総合図書館長
〈副会長〉 轟 良子	元北九州市立図書館職員
河野 美希江	古賀市立小中学校校長会(古賀西小学校)
安部 俊伯	社会教育委員の会議(元高校教員)
藤本 美智子	読書ボランティア(古賀東小学校ぐりとぐらの会)
服部 哲治	民生委員・児童委員
松村 志穂	公募(市内に住所を有する者)
中村 素明	公募(市内に住所を有する者)

(5) 令和 6(2024)年度の活動実績（計 4 回開催）

<第 1 回協議会> 令和 6(2024)年 7 月 2 日

1. 令和 5 年度 図書館事業実績報告(概況)について
2. 令和 6 年度 図書館事業方針・図書館事業計画について
3. 令和 6 年度 図書館利用状況及び事業実績報告について

<第 2 回協議会> 令和 6(2024)年 9 月 25 日

1. 令和 6 年度 図書館事業方針・図書館事業計画について
2. 令和 6 年度 図書館利用状況及び事業実績報告について

<第 3 回協議会> 令和 6(2024)年 12 月 4 日

1. 令和 6 年度 図書館利用状況及び事業実績報告について
2. 館内見学・意見交換

<第 4 回協議会> 令和 7(2025)年 2 月 26 日

1. 令和 6 年度 図書館利用状況及び事業実績報告について
2. 令和 7 年度 運営方針(案)及び事業概要について

16. 条例・施行規則

古賀市生涯学習センター条例(抜粋)

平成27年12月21日
条例第37号

(設置)

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援することにより、豊かな生涯学習社会の実現に寄与するため、本市の生涯学習の拠点施設として、古賀市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 古賀市生涯学習センター

位置 古賀市中央二丁目13番1号

(施設)

第3条 生涯学習センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 古賀市中央公民館（以下「公民館」という。）

(2) 古賀市立図書館（以下「図書館」という。）

(3) 古賀市立歴史資料館（以下「歴史資料館」という。）

(4) 古賀市交流館（以下「交流館」という。）

(事業)

第4条 生涯学習センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 市民の生涯学習の振興に関すること。

(2) 生涯学習センターの利用に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習センターの目的達成に必要なこと。

(職員)

第5条 生涯学習センターに必要な職員を置く。

(管理)

第6条 生涯学習センターは、古賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(使用の許可)

第7条 別表に掲げる生涯学習センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可（以下「使用の許可」という。）を受けなければならぬ。使用の許可を受けた事項を変更しようとすると同様とする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

(1) 生涯学習センターの設置の目的に反するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 施設又は設備等を破損し、滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。

(4) その他管理運営上支障があるとき。

(使用許可の条件)

第8条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用の許可に際し、使用の制限その他必要な条件を付することができます。

(目的外使用等の禁止)

第9条 第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けないで使用の目的を変更し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく職員の指示に従わなかったとき。

(2) 使用者が第8条の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 施設の管理上又は公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(使用料)

第11条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 生涯学習センターの冷暖房及び設備等の使用料は、教育委員会規則で定める。

3 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既に納めた使用料は、これを還付しない。ただし、次に定める場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者自らの責によらない事由により使用することができなくなったとき。

(2) 教育委員会が施設の管理上又は公益上やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は使用を停止させたとき。

(3) 使用者が教育委員会が定める日までに使用の取消し又は変更を届け出たとき。

(4) その他教育委員会が必要があると認めるとき。

(入館の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる行為をする者
- (2) 火薬その他の危険物又は他人に迷惑を掛ける物品若しくは動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項の身体障害者補助犬を除く。）を携行する者
- (3) 職員の指示に従わない者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理運営上支障があると認められる者
(利用者の管理義務)

第14条 生涯学習センターの施設を利用する者及び使用者（以下「利用者」という。）は、その利用に係る生涯学習センターの施設、設備及び資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（観覧料）

第15条 市又は教育委員会が生涯学習センターに展示する資料の観覧料は、徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、市又は教育委員会が特別な資料を展示するときは、実費相当額の範囲内において観覧料を徴収することができる。
(損害賠償)

第16条 利用者は、施設、設備又は資料等を毀損した場合には、これを原状に復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（古賀市公民館運営審議会）

第17条 公民館に、社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項の規定に基づき、古賀市公民館運営審議会を置く。

（公民館運営審議会の委員）

第18条 古賀市公民館運営審議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。
- (2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、任期中であっても、これを解職することができる。

（古賀市図書館協議会）

第19条 図書館に、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき、古賀市図書館協議会を置く。

（図書館協議会の委員）

第20条 古賀市図書館協議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員の定数は8人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、識見を有する者並びに市内に住所を有する者の中から委嘱する。
- (2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、任期中であっても、これを解職することができる。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

略

古賀市生涯学習センター条例施行規則(抜粋)

平成 28 年 1 月 26 日
教育委員会規則第 1 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 18 条の 2)
- 第 2 章 公民館(第 19 条—第 22 条) 略
- 第 3 章 図書館(第 23 条—第 40 条)
- 第 4 章 歴史資料館(第 41 条—第 47 条) 略
- 第 5 章 交流館(第 48 条・第 49 条) 略
- 第 6 章 補則(第 50 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、古賀市生涯学習センター条例(平成 27 年条例第 37 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(開館時間)

第 3 条 開館時間は、次のとおりとする。

施設	開館時間
公民館 交流館 歴史資料館(中会議室)	8 時 30 分から 22 時まで (使用に係る事務の受付は、17 時まで)
図書館	10 時から 18 時まで
歴史資料館(展示室)	10 時から 18 時まで (入室は、17 時 30 分まで)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(改正(令 2 教委規則第 12 号))

(休館日)

第 4 条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(1) 全館休館

- ア 毎週月曜日。ただし、その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日
- イ 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
- ウ 整理日(年 2 回程度適宜指定する第 4 木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日。)

(2) 一部休館(図書館及び歴史資料館)

- ア 図書及び資料等の整理日(前号ウを除く毎月第 4 木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日)
- イ 蔵書点検又は展示資料等の特別整理を行う期間として教育委員会が定める期間

(改正(令 2 教委規則第 12 号))

(使用時間)

第 5 条 施設の使用時間は、9 時から 22 時まで(準備及び片付け等に要する時間を含む。)とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用登録)

第 5 条の 2 施設を使用しようとする者は、あらかじめ使用登録を受けなければならない。

(追加(令 4 教委規則第 11 号))

(使用許可の申請)

第 6 条 使用の許可を受けようとする者(以下「使用申請者」という。)は、古賀市生涯学習センター使用許可申請書を次に定める期間内に教育委員会に提出しなければならない。

(1) ホール(条例別表に掲げるホールをいう。以下同じ。)

- ア 生涯学習活動団体(生涯学習、ボランティア活動及び地域活動並びにこれらに類する活動を行う非営利の団体をいう。以下同じ。)並びに市民及び市内の事業所等に在職並びに市内の学校に在学する者 使用日(その日が 2 日以上にわたるときは、その初日。以下同じ。)の 12 月前の月の初日(その日が休館日のときは、その直後の休館日でない日をいう。以下同じ。)から使用日の 1 月前まで
- イ 民間事業者(営利活動を目的としない利用に限る。) 使用日の 9 月前の月の初日から使用日の 1 月前まで

(2) 貸室(条例別表に掲げる貸室をいう。以下同じ。)

- ア 生涯学習活動団体並びに市民及び市内の事業所等に在職並びに市内の学校に在学する者 使用日の属する四半期の最初の月の1ヶ月前の月の初日から使用日まで
- イ 市内の民間事業者(営利活動を主目的としない社内会議・研修会、会社・求人説明会、採用試験・面接及び社員の厚生事業並びにこれらに類する目的に使用する場合に限る。) 使用日の属する四半期の最初の月の1ヶ月前の月の初日から使用日まで
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、ホールの使用に付随して貸室を使用するときは、ホールの申請の期間に準ずる。
- (改正(令4教委規則第11号))
- (定期利用団体)
- 第7条 教育委員会は、貸室を定期的に使用する者について、別に定めるところにより施設の使用の申請を優先的に認めることができる。
- (改正(令2教委規則第12号))
- (使用的許可等)
- 第8条 教育委員会は、第6条第1項の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、使用を認め、使用料を徴収したときは、古賀市生涯学習センター使用許可書兼領収書又は古賀市生涯学習センター使用許可書(以下「許可書」と総称する。)を当該申請者に交付するものとする。
- 2 施設の使用期間は、1回の使用につき連続して5営業日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (改正(令4教委規則第11号))
- (特別な設備等)
- 第9条 使用者は、特別な設備をし、又は備付器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
- (使用許可の取消し)
- 第10条 使用者が使用の許可の取消しを受けようとするときは、直ちに古賀市生涯学習センター使用取消届出書を教育委員会に届け出なければならない。
- (改正(令4教委規則第11号))
- (許可を要する行為)
- 第11条 生涯学習センター(敷地を含む。以下同じ。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、古賀市生涯学習センター許可行為申請書により、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
- (1) 寄附の募集、保険の勧誘、物品の販売、署名の収集、宣伝その他これらに類する行為
- (2) 引火性の物、爆発性の物、銃刀類その他危険性のある物を館内に持ち込む行為
- (3) テント、柵その他これらに類する物件を設ける行為
- (4) 施設又は設備を設ける行為
- (5) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類を設置する行為
- (6) 拡声器により放送する行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理運営上支障があると認められる行為
- (改正(令4教委規則第11号))
- (禁止行為)
- 第12条 生涯学習センター内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 面会を強要し、又は乱暴な言動をする行為
- (2) 寄附を強要し、又は押売をする行為
- (3) 施設、設備若しくは資料等を毀損し、又は生涯学習センターの美観を損なうおそれのある行為
- (4) 指定の場所以外において喫煙又は飲食等をする行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理運営上支障があると認められる行為
- (職員による確認及び点検)
- 第13条 教育委員会は、生涯学習センターの管理運営上必要があると認めるときは、現に使用している施設内に職員を立ち入らせることがある。
- 2 使用者は、施設、設備及び備品等の使用が終ったときは、直ちに職員の点検を受けなければならない。
- (使用料の徴収)
- 第14条 使用料は、許可書と引換に徴収する。
- 2 前項の規定にかかわらず、ホール並びに貸室のうち大会議室及び中会議室の一部の使用に係る使用料については、使用の許可を受けたときは、申請日から2月を経過するまで(使用日まで2月に満たない日に申請を行った場合は使用時間前まで)に納入しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、使用料は、教育委員会が特に必要と認めるときは、教育委員会が指定する期日までに納入しなければならない。
- (改正(令4教委規則第11号))
- (冷暖房及び設備等の使用料)
- 第15条 条例第11条第2項の教育委員会規則で定める冷暖房及び設備等の使用料の額は、別表第1のとおりとする。
- 2 設備等の使用については、使用者は、使用状況を申告しなければならない。
- (使用料の減免)
- 第16条 条例第11条第3項に規定する教育委員会規則で定める使用料の減免の基準は、別表第2に定めるところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。
- 3 使用料の減免を受けようとする者は、古賀市生涯学習センター使用料減免申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が適当と認める者については、この手続を省略することができる。
- (改正(令4教委規則第11号))
- (使用料の還付)
- 第17条 条例第12条ただし書に規定する還付の金額は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める金額とする。

- (1) 災害その他使用者自らの責によらない事由により、使用することができなくなったとき 使用料の全額
- (2) 教育委員会が施設の管理上又は公益上やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させたとき 使用料の全額
- (3) ホールの使用者が次に掲げる期日までに古賀市生涯学習センター使用取消届出書を教育委員会に提出したとき
 - ア 使用日の 6 月前 使用料の全額
 - イ 使用日の 1 月前 使用料の半額
- (4) 貸室の使用者が次に掲げる期日までに古賀市生涯学習センター使用取消届出書を教育委員会に提出したとき
 - ア 使用日の 1 月前 使用料の全額
 - イ 使用日の 3 日前 使用料の半額

2 前項の還付を受けようとする者は、古賀市生涯学習センター使用料還付申請書を教育委員会に提出し、還付の決定を受けなければならない。
ただし、同項第 1 号又は第 2 号に規定する場合においては、この手続を省略することができる。

(改正(令 4 教委規則第 11 号))

(システムによる申請等)

第 17 条の 2 第 6 条、第 8 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、古賀市公共施設予約システムを利用する方法による使用の申請、許可等については、別に定める。

(追加(令 4 教委規則第 11 号))

(損害賠償)

第 18 条 利用者は、施設、設備又は資料等(図書館資料(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条第 1 号に規定する図書館資料をいい、電子書籍(電磁的記録によって作成された図書館資料のうち、インターネットによる貸出しを行っている資料をいう。以下同じ。)を除くものをいう。以下同じ。)を除く。)を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに古賀市生涯学習センター汚損・破損・滅失届(様式第 7 号)により教育委員会に届け出なければならない。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(様式)

第 18 条の 2 この章の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(追加(令 4 教委規則第 11 号))

第 2 章 公民館

略

第 3 章 図書館

(事業)

第 23 条 図書館は、図書館法第 3 条に定めるもののほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館の利用案内、図書館資料の紹介等を行うこと。
- (2) 市内の地域文庫の育成及びその活動に対する支援を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、図書館の設置目的を達成するために必要なこと。

2 前項の規定にかかわらず、文献の解説、翻訳、学習課程の解答その他回答することが不適当と認められる事項に係る依頼に対しては、回答を行わないものとする。

(改正(平 28 教委規則第 13 号))

(職員)

第 24 条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置くものとする。

(改正(平 28 教委規則第 5 号))

(館内利用)

第 25 条 利用者は、図書館の所定の場所において、図書館資料を利用することができます。

(図書館資料の複写)

第 26 条 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条第 1 項に規定する図書館資料の複写を依頼しようとする者は、館長に古賀市立図書館資料複写申込書(様式第 8 号)により申し込み、古賀市手数料条例(平成 12 年条例第 6 号)第 2 条第 1 項に規定する手数料を負担しなければならない。

2 複写物の使用により著作権法上の問題が生じた場合は、当該複写を申し込んだ者がその責任を負うものとする。

(改正(平 28 教委規則第 13 号))

(貸出しを利用できる個人)

第 27 条 図書館資料の貸出しを受けることができる個人は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、次条の規定により利用者登録されたものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 福岡地区公共図書館等の広域利用に関する協定を締結した市町に住所を有する者
- (3) 市内の事業所等に在職又は市内の学校に在学する者
- (4) 市内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に規定する障害者支援施設に 1 年間以上継続して入所する者

2 電子書籍の貸出しを受けることができる個人は、前項第 1 号、第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当し、かつ、次条の規定により利用者登録されたものとする。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(個人の利用者登録等)

- 第 28 条 利用者登録を受けようとする者は、前条第 1 項各号のいずれかに該当することを確認できる書類(以下「確認書類」という。)を提示して古賀市立図書館利用者カード交付(変更・再交付)申請書(様式第 9 号。以下この条において「申請書」という。)を館長に提出しなければならない。
- 2 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者を利用者登録し、古賀市立図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)を交付する。
- 3 第 1 項の規定による利用者登録又は貸出しを受けようとする者が、疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。この場合において、代理人は、委任状及び当該利用者登録又は貸出しを受けようとする者の確認書類を提示しなければならない。
- 4 利用者カードの有効期間は、前項の規定による交付を受けた日から 3 年間とする。ただし、確認書類において申請書の記載事項等に変更がないことが確認できたときは、有効期間を更新することができる。
- 5 有効期間満了後 3 年を経過しても更新されない場合は、職権により利用者登録を抹消することができる。
- 6 第 2 項の規定により利用者登録された者(以下「登録者」という。)は、利用者カードを紛失したとき又は申請書の記載事項等に変更を生じたときは、申請書により速やかに館長に届け出て、利用者カードの再交付又は変更を受けなければならない。
- 7 前項の再交付を受けようとする者は、交付に必要な費用として 100 円を支払わなければならない。ただし、館長が特に認める場合は、支払いを免除することができる。
- 8 登録者は、利用者カードを他の者に貸与又は譲渡してはならない。この場合において、利用者カードが登録者本人以外の者に使用され、図書館資料の紛失等の損害が生じたときは、その責めは当該登録者本人に帰するものとする。
- 9 登録者が、電子書籍の貸出しを受けようとするときは、電子書籍の貸出しに係る登録の申請をしなければならない。
- 10 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者の電子書籍の貸出しに係る登録をし、利用者 ID 及びパスワードを交付する。
- 11 第 9 項の規定による電子書籍の貸出しに係る登録の申請をしようとする者が、疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。この場合において、代理人は、委任状及び当該申請をしようとする者の確認書類を提示しなければならない。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(館外貸出しの制限)

- 第 29 条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 参考図書、文書資料、逐次刊行物(新聞、地図、年鑑に類するものをいう。)

(2) 特に貴重な資料

(3) その他館長が特に指定した図書館資料

(貸出期間及び点数等)

- 第 30 条 登録者が貸出しを受けることができる期間及び点数は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、貸出期間及び点数を別に定めることができる。

種別	点数	貸出期間
図書(雑誌を含む。)	20 点	貸出日から起算して 15 日以内
映像資料又は音声資料(カセットブックを除く。)	3 点	
カセットブック	5 点	
電子書籍	3 点	

- 2 前項の期間中に貸出しを受けている図書館資料(映像資料及び音声資料を除く。)について、別に貸出予約がない場合に限り、館長が定める手続により、引き続き貸出しを受けることができる。

- 3 教育委員会は、貸出しを受けた登録者が第 1 項の規定による貸出期間経過後も資料を返却しないときは、当該登録者に対し返却の督促を行うものとする。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(貸出しの取消し等)

- 第 31 条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者登録を取消し、又は貸出しを停止することができる。

(1) 第 27 条の利用者登録の要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用者登録を受け、又は第 28 条第 8 項前段に規定する不正な行為をしたとき。

(3) 貸出しを受け、前条第 3 項の規定による督促を受けてもなお返却しないとき。

(4) 貸出しを受けた図書館資料の紛失、毀損又は汚損が続いたとき。

(5) 電子書籍については、電子書籍の貸出しに係る利用者 ID 及びパスワードの譲渡又は貸与をしたとき若しくは利用者 ID 及びパスワードの譲渡又は貸与を受けたとき。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(貸出しを受けることができる団体)

- 第 32 条 図書館資料(電子書籍を除く。)の貸出しを受けることができる団体は、第 36 条に規定する地域文庫、市内の地域団体、職員団体、社会教育関係団体、福祉団体その他の団体のうち館長が適当と認めるもので、かつ、次条の規定により利用者登録を受けたものとする。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(団体の利用者登録等)

- 第 33 条 利用者登録を受けようとする団体の代表者は、当該代表者の確認書類を提示して古賀市立図書館団体利用登録(変更)申請書(様式第 10 号)を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、当該団体を利用者登録し、利用者カードを交付する。
- 3 利用者カードの有効期間は、前項の規定による交付を受けた日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了後 3 年を経過しても更新されない場合は、職権により利用者登録を抹消することができる。
- 4 第 28 条第 6 項及び第 7 項の規定は、団体の利用者カードの再交付又は変更を受ける場合についてこれを準用する。
- 5 第 2 項の規定により利用者登録をした団体(以下「登録団体」という。)は、利用者カードを当該団体の活動以外の目的のために使用してはならない。この場合において、登録団体以外のものに使用されたことにより図書館資料の紛失等の損害が生じたときは、その責めは当該登録団体に帰するものとする。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(団体貸出しの貸出冊数等)

第 34 条 団体貸出しの対象とする図書館資料の種類、貸出冊数、貸出期間等は、教育委員会が定める。

(登録団体における図書館資料の管理)

第 35 条 団体貸出しを受けた登録団体の代表者は、当該図書館資料の管理について、その責任を負うものとする。

(地域文庫等)

第 36 条 地域文庫(地域等において読書活動を主たる目的として自主的に運営する団体をいう。)は、図書館に登録することにより団体貸出しの他必要な図書館の支援を受けることができる。

2 地域文庫の代表者は、前項に規定する登録を受けようとするときは、地域文庫登録申請書を館長に提出しなければならない。

3 地域文庫の代表者は、登録事項を変更し、又は登録を解除しようとするときは、地域文庫登録変更(解除)届により館長に届け出なければならない。

4 団体貸出しを受けた地域文庫の代表者は、館長の指示により当該図書館資料の利用等について報告しなければならない。

(寄贈又は遺贈)

第 37 条 図書館は、図書等の寄贈又は遺贈の申出があった場合は、館長が適當と認めたときに、これを受納することができる。

2 前項の規定により図書等の寄贈又は遺贈を受けたときは、当該図書等に寄贈者又は遺贈者の氏名及び寄贈又は遺贈の年月日を記載して、その篤志を表示することができる。

(図書館資料の弁償)

第 38 条 図書館資料を紛失し、又は毀損し、若しくは甚だしく汚損した場合の条例第 16 条の適用については、代替品の提供又はその購入代金として教育委員会が相当と認める額による弁償により行うものとする。

(全改(平 28 教委規則第 13 号))

(古賀市図書館協議会)

第 39 条 古賀市図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員の互選により、協議会に会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 40 条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

2 会長は、前項の規定による招集をする場合においては、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決める。

第 4 章 歴史資料館

略

第 5 章 交流館

略

第 6 章 補則

(補則)

第 50 条 この規則に定めるもののほか、生涯学習センターの管理及び運営等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

略

案内図



図書館要覧

令和7(2025)年10月発行

〒811-3103 福岡県古賀市中央2丁目13番1号

古賀市立図書館

TEL 092(942)2561
FAX 092(944)0918